

名護市指定地域密着型サービス事業者募集要項

【指定地域密着型介護老人福祉施設】

2019年5月

名護市市民福祉部介護長寿課

【目次】

目次	P1
1 募集の趣旨	P2
2 整備年度	//
3 開設年度(サービス提供開始時期)	//
4 募集する事業の種類、整備数	//
5 対象となる日常生活圏域	//
6 応募要件	P2-P4
7 施設整備等の補助について	P4-P5
8 事前応募表明書の提出	P5
9 質問の受付及び回答	//
10 応募手続き	P5-P8
11 失格事項	P8
12 応募スケジュール(予定)	//
13 審査(評価)、事業予定法人の決定方法	P8-P9
14 プレゼンテーション(二次審査)の実施	P9
15 基本審査項目	P9-P10
16 選定後の手続き	P10
17 問い合わせ先	P11

【添付書類】

- ・様式一式
- ・参考資料(資金収支計画書の勘定科目)

1. 募集の趣旨

名護市では、第8次あけみお福祉プラン「名護市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画(平成30年度～32年度)」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備(老人ホーム等施設整備)の必要性を明記している。

この募集は、地域密着型サービス事業所の整備を計画的に進めていくため、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の整備を行う法人を募集するものである。

2. 整備年度

2020年度

3. 開設年度(サービス提供開始時期)

2021年4月

4. 募集する事業の種類、整備数

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設 ※ユニット型を基本とする。
- (2) 1施設 定員29人以下 ※併設事業の実施は任意とする。

5. 対象となる日常生活圏域

募集生活圏域

圏 域 名	行 政 区
久志地区 (辺野古以南3区)	辺野古区 豊原区 久志区

6. 応募要件

(1) 資格

本募集に応募する法人は、以下の要件をすべて満たしていること。

ア 本市で介護老人福祉施設を運営することが可能な本市所在の社会福祉法人であること。

ただし、新たに社会福祉法人の設立を予定している者にあつては、応募申込書提出時までに社会福祉法人設立準備委員会が発足され、社会福祉法人設立所管課(係)と設立に関する協議を行っている場合に限り応募資格を有するものとする。なお、事業所指定手続きの開始までに、社会福祉法人の設立認可を受け設立登記が完了していること。

イ 法人及び役員等が介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号に該当しないこと。

ウ 法人及び法人代表者が市税を滞納していないこと。

- エ 応募法人もしくは、応募した社会福祉法人設立準備委員会を前身とする社会福祉法人自らが開設し、指定を受けること。
- オ 役員等が、名護市暴力団排除条例(平成23年名護市条例第7号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- カ 介護を必要とする高齢者の様々なニーズに応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が見込めること。
- キ 介護保険者から受けている指摘事項について、未改善の項目がないこと。また、法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。

(2) 立地・用地・建物について

立地・用地・建物については、以下の要件をすべて満たしていること。

- ア 立地について、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。
- イ 建設用地については、事業者が所有していること又は取得が確実に見込まれること。ただし、賃貸借契約又は地上権等の設定による場合は、事業の継続に支障のない賃貸借契約期間及び地上権設定期間とすること。
- ウ 建設用地については、原則として、当該事業以外の目的による抵当権その他の当該事業の利用を制限する恐れのある権利が設定されていないこと。
- エ 新築される建物については、運営法人の自己所有であること。
- オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づいて指定された農用地区域でないこと。若しくは、建設時まで指定の解除が見込まれること。
- カ 施設は名護市景観まちづくり条例(平成25年名護市条例第10号)の各規定に適合すること。
- キ 建設用地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律57号)に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域に該当している場合においては、^{※1}非常災害対策計画において土砂災害対策を明記し、避難訓練を行うなど入所者等の安全確保を適切に図る体制が構築されていること。
- ク 建設用地が津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づいて指定された津波災害警戒区域・特別警戒区域に該当している場合においては、^{※1}非常災害対策計画において津波災害対策を明記し、避難訓練を行うなど入所者等の安全確保を適切に図る体制が構築されていること。

※1 非常災害対策計画:介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(老総発 0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 平成28年9月9日付け厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知)「2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について」において規定する非常災害に関する具体的な計画をいう。

【参考】(津波災害警戒区域・特別警戒区域関係)

・沖縄県公報 第4629号(平成30年3月27日)/沖縄県ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/tsunamikeikaikuiki.html> (津波災害警戒区域等の指定について)

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/tsunamikeikaikuiki/06.html> (名護市における津波災害警戒区域について(平成30年3月27日指定))

(3) 基準の遵守

「名護市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年名護市条例第8号)」このほか、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等その他の関係法令等を遵守したものであること。

(4) 福祉避難所指定への協力

整備法人は、施設の完成後、市から福祉避難所指定への協力を求められた場合、これに協力しなければならない。

7. 施設整備等の補助について

今回募集に係る施設整備補助金の原資は県補助金であり、本市から県に対して交付申請を行うこととしている。しかしながら状況によっては採択されない場合も考えられ、その場合、市の単独補助は予定していない。

よって、今回募集に当たっては、補助金が不交付となった場合においても、法人において十分に対応できる場合に限り応募すること。

なお、下記の各号についても留意すること。

- (1) 施工業者の選考の際は、市が行う公共工事に準じて競争入札等を行わなければならないため、事前に施工業者を任意で決定することはできない。
- (2) 事業所の施工業者の選考に係る入札は、補助金交付決定後となる。
- (3) 原則として、2021年2月末までに、完了させなければならない。(補助事業は補助事業者への補助金の振込をもって完了とするため、工事の検査・事業の実績報告・補助金申請等の事務を考慮し工事については、2021年1月末までに完了する必要がある。)
- (4) 補助金の額は変更になる場合がある。(事業実施に際して、補助金の交付及び補助額を確約するものではない。)

《参考》

① 沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金(地域密着型サービス等整備助成事業)

補助金の対象施設	補助単価
地域密着型特別養護老人ホーム	6,405千円×整備床数

対象経費:

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

②沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

補助金の対象施設	補助単価
地域密着型特別養護老人ホーム	800千円×定員数

対象経費:

特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。※開設前6月以内の経費に限る。

8. 事前応募表明書の提出

応募に当たっては、必ず、事前応募表明書(様式第1号)を提出しなければならない。

なお、事前応募表明書が未提出の場合は応募申込書を受理しないので留意すること。

(1) 提出期限等

提出期限 : 2019年5月21日(火)～5月24日(金)午後5時まで(必着)

提出部数 : 1部

提出方法 : 介護長寿課窓口へ持参(要連絡)し提出

(2) 事前応募表明書の提出後に応募を辞退する場合、事前応募表明取下書(様式第2号)を速やかに提出すること。

9. 質問の受付及び回答

本募集要項に関し不明な点がある場合は、質問票(様式第3号)へ要旨を簡潔にまとめ、下記の方法により提出すること。

なお、質問票到着後、質問の内容に関して本市より、確認を行う場合がある。

(1) 提出期限等

提出期限 : 2019年5月7日(火)から2019年5月10日(金)午後5時まで(必着)

提出方法 : FAX又は電子メールにて提出

FAX 53-1280 市民福祉部 介護長寿課 介護認定係(比嘉宛)

電子メール kaigochojyu@city.nago.lg.jp

(2) 回答方法等

回答期日 : 2019年5月17日(金)

回答方法 : 名護市ホームページ(介護長寿課)にて回答

(3) その他

当該質問票以外(電話、口頭等)での質問、締切後の質問等は受け付けない。

10. 応募手続き

(1) 提出書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。

インデックスNo.	様式	提出書類の名称	備考
①	表紙	提出書類一覧	
②	様式第4号	名護市指定地域密着型サービス事業者応募申込書	
③	様式第5号	応募等の動機(理念・基本方針等)	
④	様式第6号	宣誓書	
⑤	様式第7号	名護市指定地域密着型サービス事業者応募事業概要調書	
⑥		法人登記簿謄本(登記事項証明書)	直近3ヶ月以内
		注)新設法人は社会福祉法人設立所管課(係)と事前協議を行っていることを証明すること	
⑦		法人印鑑証明	直近3ヶ月以内
		注)新設法人は設立代表者の印鑑証明	
⑧		定款(写し可)	
		注)写しの場合は原本証明	
		注)新設法人は定款(案)	
⑨		過去3年間(平成28年、29年、30年度)の法人の貸借対照表及び決算書、その他法人の財務状況を明らかにすることができる書類	直近3ヶ年分
		注)決算書等(写し可) 写しの場合は原本証明を要する	
		注)新設法人は不要	
⑩		過去3年間(平成28年、29年、30年度)の法人の事業報告書、その他法人の業務内容を明らかにすることができる書類	直近3ヶ年分
		注)新設法人は不要	
⑪		名護市が発行する法人及び法人代表者の完納証明書	直近3ヶ年分
		注)本市に課税がない場合は、その理由を添え任意の誓約書を提出すること	
⑫	様式第8号	代表者の履歴書	
⑬	様式第9号	管理者の履歴書	
⑭	様式第10号	役員名簿	
⑮	様式第11号	評議員名簿	
⑯	様式第12号	事業概要(人員の配置・確保計画書等)	
⑰		図面(位置図・配置図・平面図)	
⑱		施設建設見積書(写)	
⑲		設計監理見積書(写)	
⑳	様式第13号	施設建設計画書	
㉑	様式第14号	収支計画書【建設年度】	

⑳	様式第14号-2	収支計画書【開設初年度】	
㉑	様式第14号-3	収支計画書【開設2年目】	
㉒	様式第15号	設備整備計画書	
㉓		設備整備見積書(写)	
㉔	様式第16号	償還計画表	
㉕	任意様式	開設施設運営規定	
		注)作成済みの場合添付	
㉖	任意様式	隣接地権者、地元自治会、周辺住民への説明内容についての調書(事業所予定地の自治会長等の同意書/周辺住民への説明資料及び議事録等)	
㉗	任意様式	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類(土地・建物登記簿謄本の写し、借地・借家契約書の写し、借地・借家に関する合意書等)	
		注)地上権又は賃貸借に係る合意書(個人・自治会)	

(2) 提出期限等

提出期限：2019年5月27日(月)から2019年6月7日(金)午後5時まで(必着)

提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。(期限厳守)

提出部数：9部(正本1部、副本8部) ※副本は写しでも可。

提出方法：介護長寿課窓口へ持参(要連絡)し提出

(3) 提出書類の体裁

提出書類は、原則として、A4縦型とし(図面等はA4に折りたたむ)、表紙並びに背表紙に「名護市指定地域密着型サービス事業者申込書」「法人名」「正本」又は「副本」と記載し、各書類等の間に仕切りとして白紙を挟み、これにインデックスを添付して縦長A4フラットファイルに綴じること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付けすることができないため、受付期間最終日の提出は、極力避けること。

イ 提出された書類は、理由を問わず返却しないこととする。

ウ 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

エ 他の応募法人の計画の内容についての問い合わせについては、一切応じないこととする。

オ 応募受付後に応募を辞退する場合は、辞退届出書(別紙1)を提出すること。

カ 応募に当たり、用地(建物)の権利者又は地域住民等との間で交わした確約書等につき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負わない。また求償権等の行使についても同様とする。

- キ 審査、選考の結果について、本市は一切の異議申し立てに応じない。
- ク 応募法人は、応募書類の提出をもって応募要件等を熟知し、これを承諾したものとみなす。

11. 失格事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。
- (2) 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とする。
 - ア 重要事項(建設予定地、定員、階数、資金贈与者等)を市の承諾なく変更した場合。(それ以外の項目についても変更の際には、随時相談が必要。)
 - イ 建設予定地について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、関係部署・機関との協議が不十分であるとき。
- (3) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。
- (4) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募法人又はその関係者が市の職員に対して直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合。
- (5) 応募期間終了後において応募法人が前記の応募条件などを満たさなくなった場合。

12. 応募スケジュール (予定)

期 間	内 容
2019年5月7日(火)～5月10日(金)	質問受付期間
2019年5月17日(金)	質問回答(名護市ホームページ(介護長寿課)掲載)
2019年5月21日(火)～5月24日(金)	事前応募表明書提出期間
2019年5月27日(月)～2019年6月7日(金)	応募申込書受付期間
2019年6月下旬	第一次審査(書類選考)・選定
2019年7月初旬	第二次審査(プレゼン等)・選定
2020年1月中旬～2月初旬	補助金交付申請に向けた協議等
2020年4月中旬	補助金交付申請
2021年3月初旬	事業所指定手続等

(注) 上記の日程は、あくまでも予定であり、都合により日程の変更が生じる場合がある。

13. 審査(評価)、事業予定法人の決定方法

事業予定法人の決定は、「名護市地域密着型サービス事業法人選考委員会(以下選考委員会という。)」により選定し、「名護市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営会議」に

よる意見等を踏まえ、市長が決定する。

(1) 一次審査(書類選考)

応募法人から提出された書類を基に、選考委員会は書類選考を実施する。また、必要に応じ現場確認等を行うこともある。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

(1)の一次審査を通過した法人については、二次審査として施設運営方針等に関するプレゼンテーションを行っていただく。選考委員会は、当該プレゼンテーションを基に評価を実施する。

(3) 結果通知

結果については、応募のあった法人に文書で通知する。

なお、評価結果についての電話・文書等による問い合わせには一切応じない。

(4) 事業者の公表

事業予定法人決定後、決定した事業予定及び予定地を名護市ホームページにて公表する。

なお、応募法人の申請内容については、公表しない。

(5) その他

ア 審査の結果、事業予定法人なしとする場合がある。

イ 応募がなかったとき又は事業予定法人が決定しなかったときは、後日改めて募集を行う場合がある。

14. プレゼンテーション(二次審査)の実施

(1) 開催日時： 第一次審査通過法人へ直接連絡する。 ※7月初旬予定

(2) 開催場所： 名護市役所

(3) 参加人数： 3人以内とする。

(4) 提案時間： 1法人当たり、説明30分程度、質疑20分程度の計50分程度。

(5) その他： ア プレゼンテーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーションは、応募法人における法人の代表者が行う。

ウ プレゼンテーションは、提出資料等をもとに行うこと。

なお、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

エ プロジェクター及びスクリーンは、使用しないものとする。

15. 基本審査項目

	審査項目	着目点
1	応募の動機	ア 応募の動機について
2	運営理念、基本方針	ア 運営理念について イ 本市の高齢者施策の一翼を担うことについて
3	災害への対策	ア 地震等の自然災害対策について

4	安心・安全への対策	ア 感染症対策について イ 防犯対策について ウ 事故防止対策について エ 火災対策について オ 高齢者虐待を防ぐための方策について
5	人材確保、育成	ア 人員を確保するための方策について イ 職員に対する研修等の育成方針について ウ 職員の定着率向上のための取り組みについて
6	地域との連携及び交流	ア 地域住民や字区との連携及び交流について イ ボランティア団体の受け入れについて ウ 他の介護保険、福祉サービスとの連携について
7	地域住民等関係者に対する説明及び同意の状況	ア 隣接地権者の同意について イ 事業所予定地の字区、周辺住民への説明及び同意について
8	事業所の立地、環境条件	ア 利便性の良い土地であるか イ 入所者の生活環境として良好であるか
9	安定的な運営	ア 過去3年間の法人収支が健全であるか イ 建設年度から3ヶ年の収支計画について
10	介護サービス事業の実績	ア 法人(代表者含む)は、介護保険施設、介護保険事業所、医療機関等での従事経験があるか
11	プレゼンテーションの評価	

16. 選定後の手続き

- (1) 事業予定法人は、選定後、速やかに沖縄県基準条例担当者との図面調整、開発許可申請、農地転用、農振除外等を補助金交付申請までに行う必要がある。
- (2) 選定された事業予定法人は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、本市に「指定申請書」を提出する。よって、選定結果は、指定を確約するものではない。(※指定基準に適合しない場合は指定を行わない。)
- (3) 本市が指定申請書の審査及び現地調査を行い、指定する。
- (4) 事業計画等に変更がある場合は、その旨届出を行い、承認を得る必要がある。
- (5) (4)において、応募内容と実際の事業計画等が著しく変更された場合は、事業予定者の決定を取り消す場合がある。

17. 問い合わせ先

名護市市民福祉部 介護長寿課介護認定係

電話：53-1212（内線207）FAX：53-1280

E-Mail：kaigochoujyu@city.nago.lg.jp 担当：比嘉

